

i 制度の概要

障害者を労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者が障害を克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された**施設や改造等がなされた設備**の設置・整備を行う場合に、その費用の一部を助成する制度です。

作業施設、附帯施設、作業設備の3種類に分類され、**建築購入による設置**と**賃借による設置**の両方に対応しています。身体障害、知的障害、精神障害の各種障害に応じた多様な配慮措置が対象となります。

🔍 支援内容

☐ 第1種作業施設設置等助成金

建築や購入により施設・設備を設置する場合の助成金

最大**450万円/人**

助成率：**2/3**

☐ 第2種作業施設設置等助成金（賃借）

賃借により施設・設備を設置する場合の助成金

最大**月13万円/人**

助成率：**2/3**

🎯 対象となる取組

【作業施設】

- ☐ 障害特性による課題を克服する配慮施設
- ☐ 障害者が作業を行う場所の整備
- ☐ 雇入れ・継続雇用に必要な施設設置

【附帯施設】

- ☐ 車いす対応トイレの設置・改修
- ☐ 玄関・廊下・階段の改修工事
- ☐ 手すり・スロープの設置工事

【作業設備】

- ☐ 障害特性配慮の専用設備購入
- ☐ 既存設備の障害者向け改造
- ☐ 視覚障害者用拡大読書器等

👥 対象者

- ☐ **障害者を雇用**する事業主であること
- ☐ 施設設置により雇用継続が可能になること
- ☐ 身体・知的・精神障害者が対象
- ☐ 中途障害者の職場復帰も対象

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **障害特性の明確化**：対象障害者の課題と配慮の必要性を詳細に説明
- ☐ **設置の必然性**：**設置しなければ雇用困難**であることを立証
- ☐ **費用の適正性**：見積書の妥当性と複数社比較
- ☐ **事前相談の実施**：都道府県支部での詳細確認が重要

📊 戦略的分析

【障害種別に応じた戦略】

- ☐ **身体障害**：物理的バリアフリー化が中心
- ☐ **精神障害**：集中環境確保の設備整備
- ☐ **知的障害**：作業補助具や安全設備重視

【段階的なステップアップ戦略】

- ☐ **第1段階**：基本的な配慮設備から開始
- ☐ **第2段階**：障害重度化に応じた追加設備
- ☐ **第3段階**：新規障害者雇用に向けた拡充

📈 障害種別認定実績



認定事例（2020-2024年）：身体障害が最多、精神障害が増加傾向
平均助成額：約280万円（第1種の場合）

✂️ 代表的な認定事例

障害種別	認定措置の内容
肢体不自由	車いす対応トイレ、スロープ設置
視覚障害	点字ブロック、拡大読書器
聴覚障害	パトライト、補聴システム
精神障害	仕切りパネル、集中環境整備
内部障害	オストメイト対応設備

👤 専門家活用のススメ

- ☐ **社会保険労務士**：申請書類作成と手続代行
- ☐ **建築士・設計士**：バリアフリー設計の専門助言
- ☐ **作業療法士**：障害特性に応じた設備選定
- ☐ **障害者就労支援者**：実用性の高い配慮措置提案

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2024/12/19作成】

提出書類	チェックポイント
受給資格認定申請書	☐ 障害の詳細記載 必須 ☐ 配慮の必要性を具体的に説明
設置等予定施設等明細書	☐ 設置場所の図面添付 ☐ 設備の仕様書を詳細記載
見積書・カタログ	☐ 複数社からの相見積もり推奨 ☐ 設備の機能説明資料添付
雇用関係書類	☐ 雇用契約書・労働条件通知書 ☐ 障害者手帳の写し

📅 申請スケジュール

- **事前準備期間**
書類準備に2〜3ヶ月程度。障害者との面談や設備選定に時間を要する
都道府県支部での事前相談を強く推奨
- **認定申請**
雇い入れ日から6ヶ月以内
中途障害者は職場復帰日から6ヶ月以内
第2種は賃貸借契約日から6ヶ月以内
- **審査期間**
約1〜2ヶ月（書類不備があれば延長）
- **認定通知**
認定・不認定の決定通知送付
- **支給請求**
認定日から1年以内に設置完了後申請

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/shisetsu_joseikin/index.html
お問い合わせ	都道府県支部高齢・障害者業務課 または高齢・障害者窓口サービス課 https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html